

報 告 事 項

項 目	説 明															
1 育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額の変更について	雇用保険法に規定する賃金日額が変更されたことに伴い、令和元年8月1日以後の期間について支給される育児休業手当金及び介護休業手当金に係る給付上限相当額が、次のとおり変更された。 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr><tr><td rowspan="2">育児休業手当金</td><td>取得開始から180日まで (支給率 67/100) ※</td><td>13,713 円</td><td>13,832円</td></tr><tr><td>181日目から (支給率 50/100)</td><td>10,234 円</td><td>10,322円</td></tr><tr><td>介護休業手当金</td><td>取得開始が平成28年8月1日以後 (支給率 67/100)</td><td>15,093 円</td><td>15,230円</td></tr></table> ※ 支給率は、標準報酬日額に対する割合。	区 分		変更前	変更後	育児休業手当金	取得開始から180日まで (支給率 67/100) ※	13,713 円	13,832円	181日目から (支給率 50/100)	10,234 円	10,322円	介護休業手当金	取得開始が平成28年8月1日以後 (支給率 67/100)	15,093 円	15,230円
区 分		変更前	変更後													
育児休業手当金	取得開始から180日まで (支給率 67/100) ※	13,713 円	13,832円													
	181日目から (支給率 50/100)	10,234 円	10,322円													
介護休業手当金	取得開始が平成28年8月1日以後 (支給率 67/100)	15,093 円	15,230円													
2 厚生労働省の毎月勤労統計調査に係る育児休業手当金及び介護休業手当金の追加給付について	平成 31 年 3 月時点の受給者（現受給者）について、当共済組合本部でのシステム対応が完了し追加給付が可能となったため、2月末を目処に給付する。なお、追加給付対象者の人数及び追加給付額は次のとおりであり、対象者からの請求手続きは不要としている。 <table><tr><td>育児休業手当金</td><td>6 人</td><td>給付額</td><td>8,535 円</td></tr><tr><td>介護休業手当金</td><td>1 人</td><td>給付額</td><td>687 円</td></tr></table>	育児休業手当金	6 人	給付額	8,535 円	介護休業手当金	1 人	給付額	687 円							
育児休業手当金	6 人	給付額	8,535 円													
介護休業手当金	1 人	給付額	687 円													
3 新たな任用制度について	令和元年9月に、各市町等へ令和2年度の採用予定人数等（概数）の再調査を行った結果は、次のとおりとなった。（県及び該当市町8市町） <table><tr><td>会計年度任用職員</td><td>200 人</td><td>うち組合員となる者</td><td>0 人</td></tr><tr><td>臨時的任用職員</td><td>2,000 人</td><td>うち組合員となる者</td><td>2,000 人</td></tr><tr><td>任期付職員</td><td>280 人</td><td>うち組合員となる者</td><td>280 人</td></tr></table> なお、令和2年1月9日付け公立静第482号の通知により、各所属所長あてに会計年度任用職員等に任用される者の共済組合の取扱いについて周知した。	会計年度任用職員	200 人	うち組合員となる者	0 人	臨時的任用職員	2,000 人	うち組合員となる者	2,000 人	任期付職員	280 人	うち組合員となる者	280 人			
会計年度任用職員	200 人	うち組合員となる者	0 人													
臨時的任用職員	2,000 人	うち組合員となる者	2,000 人													
任期付職員	280 人	うち組合員となる者	280 人													

報 告 事 項

項 目	説 明															
4 個人番号の 収集及び取 得方法につ いて	新たに資格を取得する組合員及び被扶養者の個人番号については、所属所を通じて収集を行ってきたが、令和2年4月1日より地方公共団体情報システム機構(J - L I S)から基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を用いた取得が可能となったため、取得方法を変更する。(所属所を通じた収集は原則不要となる。)															
5 教職員体育 大会事業に ついて	事業内容及び実施形態等の変更に伴い、事業の名称を『教職員元気回復事業』に変更する。 <table><tr><th>内 容</th><th>元年度まで</th><th>2年度から</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">開催単位</td><td>地区等</td><td>地区、校区、 所属所</td><td>地区単位にとらわれず、希望に応じて柔軟に対応する。</td></tr><tr><td>—</td><td>個人</td><td>試行的に個人向けメニューを追加する。</td></tr><tr><td>助成金</td><td>分配方式</td><td>申請方式</td><td>経理処理の簡素化及び適正化を図る。</td></tr></table>	内 容	元年度まで	2年度から	備 考	開催単位	地区等	地区、校区、 所属所	地区単位にとらわれず、希望に応じて柔軟に対応する。	—	個人	試行的に個人向けメニューを追加する。	助成金	分配方式	申請方式	経理処理の簡素化及び適正化を図る。
内 容	元年度まで	2年度から	備 考													
開催単位	地区等	地区、校区、 所属所	地区単位にとらわれず、希望に応じて柔軟に対応する。													
	—	個人	試行的に個人向けメニューを追加する。													
助成金	分配方式	申請方式	経理処理の簡素化及び適正化を図る。													

報 告 事 項

項 目	説 明